

令和元年7月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和元年7月10日 午後3時20分

第一委員会室

2 閉会日時 令和元年7月10日 午後6時25分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 畠輔	濵田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋田 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長、	瀧本 佳規
係	中田 学
係	松永健太郎
係	小嶋 勉

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第5号 非農地証明

報告第1号 農地法第5条（届出）

午後3時20分開会

○事務局長（[REDACTED]君） 皆さん、こんにちは。雨の中、現地確認大変お疲れさまでございま

した。

ただいまから令和元年第7回古賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

定例総会を始めさせていただく前に、出席委員の確認をさせていただきます。

本日の出席委員は20名であり、全員出席でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については■会長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(■君) こんにちは。雨の中の現地視察、どうも御苦労さまでございます。農繁期も大方無事に済んだんじやなかろうかと思いますし、これから先、また天候のほうもいま一つみたいで大変だと思いますけど農業に頑張ってもらって、国のほうもいろいろ農業施策も変えていますので、いろいろそれを見ながらやっていかにやいかんと思っていますのでよろしくお願ひします。

では、ただいまから令和元年第7回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長(■君) 議事録署名人、今月は■委員と■委員さん、お願ひいたします。

○議長(■君) では、日程1、議案第1号農地法第3条農業委員会で申請番号7の2、事務局説明お願ひいたします。

○係長(■君) それでは、第1号議案申請番号7の2について御説明させていただきます。

議案書1ページをごらんください。

内容は申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として利用していくという内容でございます。

新整地は庭内にあります田んぼ、1筆、畑が1筆の計2筆でございます。

譲渡人、譲受人については記載のとおりでございます。譲受人について御説明させていただきます。譲受人は、年齢75歳、直方市、宗像市、福津市などで御家族で農業をされている方であります。農業従事年数は約15年ほどと伺っております。現在の農業経営状況はオリーブとレモン、米などを作付されておられ、トラクター、コンバイン、耕運機をそれぞれ2台、軽トラックを1台、小型トラックを3台所有していらっしゃいます。

次に、申請地の説明をさせていただきます。先ほども説明させていただきましたように申請地

は篠内にあります市街化調整区域の農振農用地区域外の農地となります。

2ページをごらんください。

篠内にあります高柳池の西側に位置します丸囲み内の斜線部分2筆であります。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画としましては、オリーブ、レモン、梅などを作付されたいということであります。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は2万2,777平米で、今回の申請地を合わせますと2万3,727平米となり5反要件を満たしております。

あわせまして区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。何かないですか。どうぞ。

○副会長（[REDACTED]君） ここまで農地を、こんな遠いところまでこの作付でされるというのは、ちょっと農業経営上、本当にできるのだろうかという疑問があるとですけど。

○議長（[REDACTED]君） 事務局、何か。事務局。

○係長（[REDACTED]君） こちらにつきましては、我々のほうも通作距離等もありますので御本人にお伺いするとともに、先ほど申し上げましたように宗像市、直方市、福津市などの農業委員会のほうにどのような農業経営状況なのか、耕作状況なのかというのを農業委員会のほうに確認をしております。どちらの市でもきちんと営農されているということでありましたので、今回の申請につきましても問題ないというふうに判断いたしまして申請のほうを受理しているところでございます。

以上であります。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ようございますでしょうか。

○副会長（[REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） ほかに何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、農地法第3条、申請番号7の2、賛成されます農業委員の方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条、申請番号7の7、事務局説明お願ひいたします。

○係長（[REDACTED]君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号7の7について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で申請地を売買し、建売住宅7棟を建設するという内容でございます。

申請地は米多比にあります。登記地目は畑の筆が2筆、宅地の筆が1筆で現況の地目は全て田となっております。面積は3筆合わせまして1,955.5平米となります。登記地目が宅地の筆につきましては、現況が農地であることから農地転用申請が必要となり、今回の申請となつてることを申し添えます。

次に、位置図の説明をさせていただきます。4ページをごらんください。

地図にあります一番下、JA粕屋小野支所と書かれておりますが、これはAコープじゃないかというふうに思っております。こちらの農地システムの関係でこのような記載になつておりますが、御了承いただければというふうに思っております。

こちらAコープ北側に位置します丸囲み内の3筆であります。[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]につきましては登記地目が畑となっておりすることから黒塗りにさせていただいております。

[REDACTED]につきましては、先ほど申しましたように登記地目が宅地ということになつておりますことから色分けをしてこのように記載をさせていただいております。

次に、農地区分の説明をさせていただきます。

現地確認していただいておわかりだと思いますが、申請地東側、西側、南側につきましては全て宅地となっておりますので、こちらで分断となります。

北側から農地の広がりがございますが、河川、他地目によって分断されますことから10ha未満の広がりとなり2種農地ということで事務局のほうでは判断をしております。

次に、計画図の説明をさせていただきます。5ページをごらんください。

現地確認でも御説明させていただきましたとおり、今回の計画は建売住宅7棟を建設する予定となつております。

雨水雑排水についてでございますが、それぞれの区画内に雨水枠を設置しまして申請地中央に設置予定の道路の側溝にその雨水枠からの水を流しまして申請地北側の既設側溝へ放流するといった計画でございます。雑排水につきましては申請地中央に設置される予定の道路部分に汚水管

を設置します。ここから計画図左上、文字のほうが消えて申しわけないのですけれども、先ほど御説明しましたように申請地の北西にあります既存の下水管のほうに申請地前の道路から延長しましてこちらに接続するといった計画でございます。

次に、立面図の説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

申請地内は北側の道路高に合わせる形で全て90cm前後の盛土をする予定となっております。

申請の内容については以上になります。

なお、現地でも御説明しましたように今回の申請に関しましてはお隣の西側の若干の農地がございます。こちらの隣地承諾及び地元の水利承諾、また区域委員さんの署名捺印は全て提出されておりません。通常、3条、4条、5条、非農地証明などについては区域委員さんの署名捺印など全ていただいているんでございますけれども、これらにつきましては申請後、トラブルなどがないようにということでお願いの範囲内ということで提出をお願いしているものになります。よって、こちらは必須の添付書類ということではありませんことから、事務局のほうでは今回の申請について受理をして、今回、審議に上げさせていただいているところでございます。なかなかない案件になるかとは思いますが、慎重なる御審議をしていただければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） ただいまの説明で1点だけ誤りがありましたので訂正を申し上げたいと思います。

議案書の6ページを立面図と申し上げましたが、正確には断面図でございます。おわびを申し上げまして訂正とさせていただきたいと思います。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） 事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。

○委員（19番 [REDACTED]君） ただいま事務局から説明がありましたけども、私のほうから補足をさせていただきます。

まず、この件につきましては4ページの位置図でこれまでの経緯状況を説明したいと存じます。若干長くなりますけれども御容赦をいただきたいと存じます。

今回の申請地の東側、[REDACTED]の地番の北側に2筆ございます。この2筆ございますが、ここも今回と同じ地権者で平成24年前後に開発が行われております。今回の場所と合わせますと合計で3,000平米を超えるために公園や防火水槽等が必要となってきたことから分離して開発されたものというふうに考えております。

その後、平成28年に今回の申請地についての開発協議がございましたけども、西側の[REDACTED]の隣接する土地が農地であるため、米多比の開発要綱の規定により隣接者の同意を

得ることが先決である旨、農区長から開発業者の方へ申し伝えております。

再三、交渉はなされたようでございますが、同意が得られなかつたため平成29年に市道大人線と申しますと米多比の床屋さんが県道沿いにございますけれども、それからずっと大人峠側に行く道路がございますが、これのすぐ右側、ちょっと長方形の長い田んぼがございますけども、この田んぼの方にここも同じ地権者でございまして、ただしこの部分については薦野区になっているところでございます。

地権者の隣接者の同意が得られなかつたということから、こちらの方の開発をしたいということで、ただし農振がかぶっておりましたことから、この農振計画の変更をしていただいた上で転用をし、建売住宅が建設されております。ただし、この申請地は隣がすぐ東側にイチゴハウスがございまして、平屋建ての住宅という図面で申請がなされておりましたけども、完成は2階建て住宅ということで図面が差しかえられて建設されたというところでございます。

これらの経緯を踏まえまして今回の件になるわけですが、ことしの6月24日に開発業者を呼んでの第1回目の協議を現地で行っております。その際、開発負担金につきましては払いますと、しかしながら地元の農業区との協議は行わずに開発を行う旨の回答がありまして、今回の5条の申請が上がってきたところでございます。当然ながら、地元農区長の印鑑も私の最適化推進員の印鑑もなしに申請がなされてきたというところでございます。地元の開発協議がなされないというところで、非常に私どもも歯がゆい思いで今日まで来たというところでございます。今後、こういうことがまた波及しないと、どこにどういうふうに不動産業界で波及するかわかりませんけれども、そういうことが波及しないように願う次第でございます。

補足説明は、以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。地域委員さんの説明は終わりましたが、何かありましたら。

○委員（6番 [REDACTED]君） 私たちは常識的に隣接の農地の承諾印とか水利区長さんの印鑑とか農業委員さんの印鑑とかがそろわないところの申請ができないということで私たちは認識しておりますが、それもないのに受け付けたということはどういうことでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 先ほど私どもも御説明させていただきましたとおり、これら今、[REDACTED]委員が言われた内容につきましては基本的にお願いの範囲内ということになっております。農地転用申請に関しまして必須書類ということには入っておりません。なので、このまま県に通した場合も県も受け取るというような形になりますので、農業委員会事務局としても申請を受理せざるを得なかつたというところになつています。今おっしゃられた内容の書類等につきまして、また区域委員さんの印鑑署名捺印につきましても、やはり先ほど申しましたようにいろいろな申請後、

許可後にトラブル等が起きないためにお願いをしている、極力地元等と話をしていただくために、また隣地の方とお話をさせていただくための手段としてやっていただく範囲内としてやっておりますので、これまで極力お願いをしてそれをいただいてきていただいているという経過はございます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○委員（6番 [REDACTED]君） そういうことでしたら、この業者さんは区域委員さんの説明がありましたように農区との話し合いを行わないで業者の方が言われたと区域委員さんが言われましたが、そしたらこういうやり方で今からずっと広がったら農業委員は必要になるんですか。必要じゃないんじゃないですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 今回の申請につきまして、申請人からお話を伺いしているんですけども、先ほど区域委員さんが言われましたように隣地、または地元農区、また行政区のほうに何度も掛け合いをされたと、開発委員会を開いていただきたいという旨の申し入れを、私のほうが聞いているのは20数回されたというふうにも聞いておりますし、隣地の方にも何度もお願いをして行っているということでございます。その上でお話を聞いていただけないというふうなことではなかなか話が進まなかつたことから申請人の譲渡人のほうのいろいろな事情もございまして、今回申請をさせていただきたいということで申請を出されておるところであります。

なので、今後、農業委員さんが必要かどうか、区域委員さんが必要かどうかという点につきましては、もちろん事務局としては必要であると判断しておりますし、これまでと同様に地元の農区の話、行政区との話をまとめていただく存在としては一番必要ではないかというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） 今の返答でようございますか。どうぞ。

○委員（5番 [REDACTED]君） 事務局のほうも開発業者といいますか、買われるほうの業者には地元との協議についてはどれぐらい指導をされたのか、お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 前任者からも聞いているんですけども、この相談があつてはいるところから基本的にはうち、農業委員会事務局としては水利承諾書、地元区域委員さんの署名捺印がないものは受け取れないということは何度も伝えておりました。今回、指導要綱もありましたので指導要綱の際にも再度、農林振興課からの条件として地元等の承諾をきちんととってくるようにということで指導をしているところでございます。

以上であります。

○議長（[REDACTED]君） ようございますか。ほかに、どうぞ。

○委員（7番 [REDACTED]君） 今、ちょっとお話を伺いましたけれども、20数回、業者の方が行ってあると説明を聞いたということなのですけれども、農区長さん、あるいは地域住民の方がなぜノーなのか。どこにノーと言われたのか。そこをやっぱりはつきりしてほしいのと、もう一つはやはりだまし討ちするみたいに平屋だったのがいつの間にか2階屋になっている。要するに、イチゴハウスにとっては非常に日照の関係もございますので、その辺のことともいろいろ加味されているのではないかと。担当区の委員は非常に困窮されてあると思いますけれども、その辺のところをやはりきちんとしていないのでするするしてこういうふうに出したんじやないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） まず1点目でございます。先ほど地元の区域委員さんからも御説明がありましたように、なぜ承諾がもらえないのか。地元の話し合いが開けないのかというところでは、隣地の承諾がもらえないからというところで申請人のほうからは伺っているところでございます。

また、先ほどの前回の農地転用の際の計画、平屋建てが2階建てになったという件なんですが、前期の農業委員会の中でこちらのほうは御説明をさせていただいているというふうに前任のほうからは聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。今の返答でようございますか。

○委員（7番 [REDACTED]君） 建てられた後、農業を継いで一生懸命つくってあるわけですから、例えばそのイチゴに関して十分な生育ができているのかどうか。その辺の責任等もあろうかと思うんです。建てたのはいいんだけど、あとは知らん。そういうところまできちんと面倒を見るというんですか、責任をとるというか、そこまでしてからやはり建てていただかないとと思いますが。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） こちらにつきましては、もちろん本来、計画図どおりに工事をやっていただく、完成していただくということがもちろんのことだと思っております。これは平成29年の9月にこの当委員会での農地転用の可決がされております。転用許可相当であるという形で判断されて、県のほうに進達をされております。その後、9月25日に県知事許可がおりております。その後、平成30年の7月、工事等が終わった中で近隣の農業委員さんのほうから計画と違うというふうな、今おっしゃっておりましたように平屋建てが2階建てになっているというような御指摘がありまして、その当時の6役の方で現地確認を行っていただいております。こ

ういう事情についてどうするべきなのかというところを事務局のほうで判断しかねましたので、県のほうに確認をしております。県のほうではこちらを変更というよりは、軽微な変更というふうな形で判断をしておりますので、隣地承諾はもう一度取り直す形で、先ほど言っていたイチゴをつくられている農家さんにも再度、隣地承諾をとり直して、その旨をその当時、前期の農業委員会の中で報告をさせていただいているというところで私のほうは聞いているところでございます。

以上であります。

○議長（[REDACTED]君） ございますか。どうぞ。

○委員（19番 [REDACTED]君） 私のほう、地元の区長等からいろいろ聞いた話と若干違うのが、まず1点目、20数回行かれたという話なんですが、農区長に言われると、現農区長のところは3回しか来ないと、3回目が過ぎて6月24日にこちらから開発業者を呼んでやったわけです。そしたらもうそういうふうな協議せんという話になったところでございます。ですから、そういうところをかなり食い違っているなと思います。

それと、この開発、まず一番最初に開発をしたところ、それから2番目のイチゴハウスの横の開発、2番目のイチゴハウスの開発は実は今回申請が上がったところの逆に隣接者の同意がとれないから、これのかわりの土地としてこのイチゴハウスの土地が開発になったと、米多比のほうではそういうふうに受け取っていたわけです。ところが、また同じように今回申請が上がって隣接者は同意していないというような状況になってきております。ですから、決してこっちの農業区が拒否してきたとかいう話は一切ないと思います。

1つ申し上げておきます。米多比の農業区の開発要綱で隣接者の同意を得なさいという規定があるわけです。ですから、農区長も含めて農業区の役員はやはりこれを勝手に、総会決議でこの要綱を定めていますので、勝手に変更はできないというところでこういうような対応をしているということでございます。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） [REDACTED] 委員が言わされたように、私も誤解のないようにお伝えしたいと思うんですけど、同じように申請者からも聞いております。地元の農区長さん等にお話しに開発委員会を開いていただきたいというお話を伺ったときに隣地承諾をもらえないから開けないということだったので、その隣地の方、また前農区長さんになるとは思うんですけどもどちらに何回もお願いに行ったということで、それが20数回だったというふうに聞いているところであります。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○副会長（[REDACTED]君） これは2年ほど前だったですか。この土地の申請に対して隣地の承諾

が得られなかつたから、先ほど青柳委員が言われたように薦野の角地、農振の除外をして、代替地としてこちらに、隣地の承諾が得られなかつたからこの同じ土地の代替地としてこちらに來た。2年経つたら今度は元の木阿弥で隣地の承諾が得られんかつたら得られんまんま申請するのかと。やはり開発は、これはいろんな意味で吹っかけておる部分もあるかもしれませんけど、開発に際してはやはり農業委員会、あるいは農業委員、そういう立場からすると隣地の農地がその開発によって農地を思うように利用できないようになつてるとかいうことはやっぱり省いていかんにやいかんと思うんです。県の考えがどうとか、県の意向がどうではなくて、やっぱり4条、5条というのが具申ということになる、こういうことは絶対許されないという、そういう具申の仕方でもいいし、逆に県のほうを動かすような、そういう説明の仕方でもいいんじやなかとうかと思うんです。こういうことがこれは前もそうですが、今回も同じ業者です。この古賀市の地元の業者がこういうことをやる、これが波及すると同じようなことが当然また起こつてくると思うんです。どういう状況であれ、やはり周り、あるいは地元の農区とはきちんとした話し合いでまとまつて皆承諾してもらってから開発を進めるのがベストやろうと思いますので、そういうふうな方向での県に具申というのはできないんですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 基本的に農業委員会というものは許可権者は転用については県知事許可になりますので、農業委員会、それぞれの市町村の農業委員会というのは県知事に対して意見を送付するという立場にございます。今、副会長が言われたようにどのような意見が出てくるかちょっとわかりませんけれども、意見を付するという意味で県知事に上げるというものはもちろん可能かとは思いますけれども、その中には必ず許可相当であるという判断、または許可相当でないという判断、許可できないというような判断、それに対しての意見、それに付する意見ということになってくるかと思いますので、その点について御審議いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○副会長（[REDACTED]君） 悪い言葉で言うと、これは確信犯ですよね。同じ業者が、2年前の開発のときは私もいろんな意見を言わせていただきましたけど、地権者の立場になって言った覚えがあるんです。この地権者は高齢で、もう農地を耕作もすることもできないし、老人ホームに入ろうかとか、そういうふうなことを言われていたというふうに理解をしていますが、だから農振の農地を代替地として認めたと思うんです。そういういきさつがあって、それも同じ業者がまたこういうことをやる。これが別の農地だったらそれなりに検討の仕方もあると思うんですが、同じものが同じ状況の中で、ここを無理やり周りの承諾もなしに、これを農転していこうという、

これを開発していこうと、これはちょっとといかがなものかと思いますけど。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係長 ([] 君) ただいま副会長が言われましたように、前回同じような案件、近くの農振除外の候補地として代替地として今回の申請の場所が上がっておりました。その点を私も聞きまして、その当時の農業委員会の議事録のほうも読ませていただきました。市としましても農振農用地を守っていこうという立場でありますことから、副会長が言われたように前回と同じような条件、隣地の承諾も得られていない、地元の承諾も得られていないということでそのまま受けうることはなかなか難しいのではないかということで一応業者といいますか、申請者にもお話をしております。そこで、一応前回とどのような状況が変わったのかというところでお話を伺ったところ、2年経ちましたけど、今、副会長が言われたように譲渡人のほうの状況もありますて、今回やむを得ず申請をさせていただくというようなことで文書のほうもいただいているところではございます。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。ほかにないですか。ちょっと、休憩にいたします。

午後 3時57分休憩

午後 5時27分再開

○委員 (19番 [] 君) 地元委員としましても、このままの状況で県のほうに出されるということ也非常に隣接者の立場もございますし、どうかなというような思いが非常に強うございます。何がしかの形で少しでも調整ができないかと、地元、それから開発業者、それと行政機関も含めての折り合いを少しでも見出していきたい。そのために少し時間をいただくこともあります。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。どうぞ。

○委員 (5番 [] 君) やはり農振農用地域等々の開発申請ということになりますと、やはり地域社会、つまり良好な地域関係を形成するということが必要ではないかと思うんです。そういうことからどうしても地元の隣地の承諾または水利権者等々、そういう承諾があつて初めて良好な社会を形成する要因になろうかと思いますから、今回のケースにつきましては継続なりをお願いするということで、私はそういう形で進めていただきたいかなと思っております。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。ほかに何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 ([] 君) ないようですので、もう時間も経ちましたからちょっと採決をとりたい

と思いますが、基本的に許可するか、継続審議するか、不許可にするかということがあるんですけど、今の話の中でいきますと継続審議をしてもらって、地元としてある程度まだ勉強ないし協議をしてもらってうまくいきますように行動してもらえば、こちらも継続審議で収めたいと思いますが、そういう形で採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[]君）では、継続審議ということで採決をとらせていただきますので、賛成されます農業委員の方はお願ひします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[]君）全員賛成。ありがとうございます。

○議長（[]君）続きまして、日程3、議案第3号古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について。

事務局、説明をお願いいたします。

○係（[]君）ことしの6月に新規就農申請がありましたので、今回議案上程いたしました。議案第3号の案件につきましては、今後、新規就農者が規模拡大のため農地の権利移動などをされる際に円滑に事務手続が行なえるよう、古賀市農業委員会が独自で設置しているものになります。

議案書の8ページをお願いいたします。

申請者は記載のとおりとなっています。古賀市域内にお住まいで就農予定地も古賀市域内となっております。

続きまして、目標等につきましては農業形態、施設野菜でイチゴを作付予定としております。就農時期につきましては、令和元年7月予定。

農業労働力につきましては御本人さんと御本人さんのお父様の2人で営農される予定としております。

技術研究等につきましては、福岡県農業大学校を記載の期間通われておりました。その後、域内の認定農業者のイチゴ農家さんのところで従業員として働いている期間がございます。

使用農機具等については記載のとおりで、パイプハウス3連につきましては令和元年の9月取得予定としております。

販路につきましては、農業協同組合でイチゴ部会に入る予定としております。

7番の目標につきましては10年後がどのような農家になっておりますかというところで、自信を持って販売できるものをつくりたいということで意気込んでいらっしゃいました。

別にお配りしております、こちら青年等就農計画認定申請書が詳細のものになっておりますの

で、ごらんいただければと思います。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、議案3号について、新規就農者の認定について認定されるということで賛成举手をお願いしたいと思います。

[賛成者举手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、日程4、議案第4号基盤強化促進法による19条（農地利用集積計画の公告）。

事務局、説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっていますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で9件、利用権設定の申し出があつております。また、申し出の中で[REDACTED]委員の関係されます案件がありますことから、一時退席をお願いいたします。

[[REDACTED] 委員 退席]

○係（[REDACTED]君） それでは、新規利用権設定の申し出について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。申請番号7の27、所在、青柳小当町、登記簿地目、現況地目、ともに畠の筆が1筆、面積、1,090平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の28、所在、青柳迎田、登記簿地目、田、現況地目、畠の筆が1筆、面積、873平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。申請番号7の29、所在、新原大田町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積405平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の30、所在、新原大田町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が

2筆、合計面積828平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。申請番号7の31、所在、柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,400平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の32、所在、新原柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、合計面積2,882平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。申請番号7の33、所在、新原大田町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積、2,339平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7の34、所在、川原五毛、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積343平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和元年7月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。申請番号7の35、こちらが議案第3号に上がっておられました新規就農者の案件になっております。所在、窪内石原、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積2,547平米、貸付人、借受人については記載のとおりとなつております。令和元年7月11日から令和元年12月末までの貸し借りとなっております。

以上、新規の利用権設定については全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印をいただいていることから申請受理しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、議案第4号基盤強化法第19条の7の27から7の35まで、賛成されます方は挙手でお願いします。

[賛成者挙手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

[[REDACTED]委員 着席]

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、日程5、議案第5号非農地証明、7の1から説明をお願いいたします。

○係長（[REDACTED]君） それでは、第5号議案について説明させていただきます。

こちらは、農地法第2条に定める農地であるか否かの判断を当委員会にしていただくものとなっており、今回、3件の非農地証明願いが提出されております。

まず、申請番号7の1について御説明させていただきます。申請地及び申請人は記載のとおりとなっております。位置図の説明をさせていただきます。15ページをごらんください。申請地は青柳町に位置します八幡池の北東に位置します丸囲み内の太枠部分1筆になっております。こちらにつきましては、現地でも御説明しましたように平成4年に隣地、位置図で申し上げますと申請地の北側の土地を今回の所有者とは別の方が転用されており、その際に土地を交換されておられます。その後、申請地の南側の土地を今回の申請人の御主人が農地転用されておりまして、その際、交換された土地の転用を一緒にすべきであったのですが、転用漏れといいますか、今回の土地が一緒に転用されていなかつたということでございます。これらの手続は今回の申請人の御主人が一切されていたということでございますけれども、今回、申請人が不動産管理のために調査を行っている際にこちらが農地であったということが判明し、今回の非農地証明願いということになっております。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準のほうに入らせていただきます。16、17ページをごらんください。

項目1からそれぞれ判定等について御説明させていただきます。

1、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることということで、こちらは住宅ではございませんけれども住宅等敷地、宅地として利用されているということで適というふうに事務局のほうでは判断しております。

2、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され、おおむね20年以上経過しているものということで、駐車場の一部ということもありましたので、こちらも適というふうにさせていただいております。

3、市街化区域内農地で、非農業的利用（駐車場、資材置場）等をされて20年以上経過しているものということで、こちらは市街化区域内の農地ではございませんので検討外としております。

4、農地法第51条の規定による違反転用処分又は農業委員会から違反転用の指導を受けていない者ということで、こちらは指導を受けられておりませんので適としております。

5、農業振興地域の整備に関する法律に基づく古賀市農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地ではないことということで、こちらは農用地区域でありませんので適としております。

6、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象農地ではないこと。ただし、改良事業完了後8年を経過し、さらに非農業的土地利用をされて、おおむね20年以上経過した土地は、非農地証明の対象とすることができますということで、こちらにつきましては土地改良事業の対象農地ではないことから適としております。

8、集団性のある優良農地内ないことということで、現地でも確認していただきましたように周りは宅地等で囲まれておりますことから集団性がないということで適としております。

9、自然災害による被災土地で、農地としての原状回復が著しく困難な土地であると認められることということで、こちらは被災の土地ではありませんので検討外としております。

10、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地ということで、こちらはもう20年以上耕作されておりませんことから、また行政上特に支障がないと認められることから適としております。

11、農地法第30条3項の規定による農業委員会から指導を受けていない者ということで、こちらは指導を受けていないということで適としております。

12、他の法令との調整の見込みがあることということで、こちらも調整見込みがあるということで適としております。

13、前各号に定めるもののほか農業委員会が特に必要と認めたものということで、こちらは農業委員会が必要としたものではございませんので検討外としております。

以上、申請番号7の1についての説明は以上になります。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、どうぞ。

○委員（20番 [REDACTED]君） 地元より補足説明させていただきます。

町川原農区としては今回の件については悪意がないということでやむなしとして承認しております。特段の条件等は今回は付加されていません。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） なければ採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、議案第5号非農地証明7の1に対して賛成されます方は举手をお願いいたします。

[賛成者举手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく非農地証明7の2、事務局、説明お願ひいたします。

○係長（[REDACTED]君） 続きまして、申請番号7の2の説明に入らさせていただきます。

14ページをごらんください。申請人及び申請地は記載のとおりでございます。

位置図の説明をさせていただきます。18ページをごらんください。申請地は高田にあります小鳥神社の西側に位置します丸囲み内斜線部分であります。こちらの土地につきましては、現在、建物と建物等の形状は違っているとのことです、同じような土地状況、形で宅地の一部として使用されておりまして、課税状況も宅地課税をされていたことから農地の認識がなかったということで聞いております。将来的に申請人の息子さんの住宅を検討する中で、今回の申請地が農地であることがわかり非農地証明願の提出があったということでございます。

次に、交付基準の説明をさせていただきます。19、20ページをごらんください。こちらにつきましては、先ほどの7の1のほうで条文のほうは読ませていただきましたので、番号また条文の内容は割愛させていただきたいと思っております。

- 1、住宅等の敷地として利用されているということで適としております。
- 2、項目1からそれぞれ判定等について御説明させていただきます。
- 1、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることということで、こちらは住宅ではございませんけれども住宅等敷地、宅地として利用されているということで適というふうに事務局のほうでは判断しております。
- 2、住宅等の進入道路というような形で使われておりましたので適としております。
- 3、市街化区域内農地ではありませんでしたので検討外としております。
- 4、第51条の違反転用処分等の受けていない者ということで、こちらは指導を受けていないということで適としております。
- 5、農業振興地域内の農用地区域ではないということで適としております。
- 6、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないということで適としております。
- 7、農業施設等の対象農地ではないということで適としております。
- 8、集団性のある優良農地内でないことということで、今回、若干申請地の南側に田んぼの広がりがございますが、段差等もありますことから集団性がないというように判断をしまして適としております。
- 9、自然災害による被災土地ではないということで検討外としております。
- 10、おおむね20年以上耕作放棄されということで、こちらは適としております。
- 11、こちらは指導を受けていない者として適としております。
- 12、他法令との調整の見込みがあることということで、今後、都市計画法等の調整はあるかと思いますけれども、建築物を建てられるときにはあるかと思いますけれども、こちらも見込み

があるということで適としております。

13、農業委員会が必要と認めたものではないということで検討外としております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君）　ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら、どうぞ。

○委員（9番 [REDACTED]君）　ただいま事務局から説明がありましたが、区域委員としての補足をさせていただきます。

こちらの申請地につきましては事務局の説明でもありましたように、今回の申請者、現在の土地所有者の先代から今のような土地利用がなされておりました。以前は家庭菜園程度で野菜などを作付されておられたことを記憶しております。現在のような状況になり数十年経過しており、近隣の農地への影響もないことから、農地以外としても問題ないと判断し、署名捺印をしております。

補足は以上です。

○議長（[REDACTED]君）　ありがとうございます。ほかに何かないですか。どうぞ。

○副会長（[REDACTED]君）　1番のおおむね20年以上経過している、これは何をもって20年以上ということを話されました。

○議長（[REDACTED]君）　事務局。

○係長（[REDACTED]君）　今回の場合は、この7の2だけではなくて全ての非農地証明願のときにお願いをしているのは基本的に課税がいつからどのようにになっているかというところで課税状況も一緒に書類として添付していただいております。こちらは20年以前から宅地課税がされていたということを書類上判断しましてこのような形で適としているところでございます。

以上であります。

○副会長（[REDACTED]君）　宅地課税、これは違反転用でも宅地課税されます。宅地課税されたところはこれはもう非農地の対象ということになるんですか。

○議長（[REDACTED]君）　事務局。

○係長（[REDACTED]君）　課税イコール非農地の判断になるかというのはちょっとまた別問題だとと思うんですけども……

○副会長（[REDACTED]君）　でも理由に言われるから。課税されよったと。

○係長（[REDACTED]君）　20年前の状況を知る上でなかなか証拠というものがないので事務局として判断する材料としては課税状況等を判断材料とさせていただいているというところでございます。

○副会長（[REDACTED]君）　おおむね建築物がある、これのことですか。建築物、[REDACTED]の

こと。住宅等の敷地、その住宅というのは [] の住宅。

○係長 ([] 君) [] の建物の部分と住宅敷地として一体として利用されていたという意味での適となっております。

○副会長 ([] 君) これ、登記簿謄本とかは添付されていないんですか。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係長 ([] 君) されております。

○副会長 ([] 君) いつ、建築の登記されたときからもう 20 年以上経っているということですか。

○係長 ([] 君) はい。20 年以上経過しているようになっています。

○副会長 ([] 君) そのときにこの住宅の進入道というのはどこだったんですか。今、先ほど地域委員の説明ではここで家庭菜園みたいなことをしてあったという話ですので。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係長 ([] 君) 進入道は今と同じような形であったと思います。その以前、建物が建つ以前に若干、区域委員がおっしゃったのは今のような形になる前に先代の代、若干敷地内に畑をつくられていたというふうに聞いています。

○副会長 ([] 君) そのとき畑とは認識されていなかったんですか。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係長 ([] 君) はい。本当に家庭菜園等の小さな畑だったので、農地としての意識はなかったというふうに聞いております。

○副会長 ([] 君) わかりました。

○議長 ([] 君) ようございますか。ほかに何かないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 ([] 君) なければ採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 ([] 君) では、議案第 5 号の非農地証明の議案番号 7 の 2 に対して賛成されます方は举手をお願いいたします。

[賛成者举手 13 / 13 名]

○議長 ([] 君) 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第 5 号非農地証明で 7 の 3。

事務局説明をお願いいたします。

○係長 ([] 君) 続きまして、申請番号 7 の 3 の説明に入らさせていただきます。

14 ページにお戻りください。申請人及び申請地は記載のとおりでございます。

位置図の説明をさせていただきます。21ページをごらんください。申請地は青柳町にあります市営平田団地の東側に位置します丸囲み内、黒塗り部分となっております。

こちらの土地につきましては、位置図にあります申請地の西側、[REDACTED]の●とともに申請人のお父様の代より宅地の一部として使用されてきたとのことです。今回、申請地にありました倉庫の建物表題登記の手続を行おうとする際に今回の申請地が農地であることがわかつたために非農地証明願の提出ということでございます。

次に、交付基準の説明をさせていただきます。22、23ページをごらんください。こちらも条文については割愛させていただきたいと思います。

1、住宅等の敷地として利用されているということで建築後おおむね20年度以上経過し、敷地内的一部というふうに認識しておりますので適というふうに判断しております。

2、現地でも見ていただきましたように進入道路といいますか進入路も含めての利用とされておりますので適としております。

3、市街化区域内農地ではありませんでしたので検討外としております。

4、農地法の違反転用の指導を受けていないということで適としております。

5、農業振興地域内の農用地区域ではないということで適としております。

6、生産力の高い改良事業の対象農地ではないということで適としております。

7、農業施設等の補助対象農地ではないということで適としております。

8、集団性のある優良農地内でないことということで、周りは住宅等に囲まれておりますことから適としております。

9、自然災害による被災土地ではありませんことから検討外としております。

10、20年以上耕作放棄されということで、行政上特に支障もないということで適としております。

11、30条3項の規定による指導を受けていない者として適としております。

12、他法令との調整の見込みがあることということで、こちらも見込みがあると判断しまして適としております。

13、農業委員会が必要と認めたものではないことから検討外としております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か地元の方。

○委員（20番 [REDACTED]君） 地元より補足説明をさせていただきます。

もともとここは[REDACTED]の●ということは農業倉庫ということでお米の倉庫兼精米をされてい るというような場所でした。右側のほうにいつできたか私も記憶はよくわからないのですけれど

も、ここに大きな道ができまして、昔は青柳の唐津街道の中を大体メインストリートやったんですけども、ここに道がでて、昔はここも田んぼでした。こちらのほうに大きな道路ができまして、私もずっと車でよく通るときは宅地かなというように思っていたんですけども進入口が大きな道からの進入口になって、手前がこの前お聞きしたときに初めて農地だということを確認をしました。町川原農区としてはもう既にこっちのほうからの進入路というふうになっていますので、やむなしということで農区長を含めて承認の印鑑を押していただいています。特段の条件は付加されていませんけども、昔はこっちのほうで育苗の苗をずっとここで置いてつくられたという関係で多分そのまま農地ということでされていて、多分そのままずっとされていたんじゃないかと思っていますので、よろしく審議のほうをお願いします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

○委員（5番 [REDACTED]君） 直接この非農地証明の検討内容一覧表の中の違反転用処分又は農業委員会の違反転用の指導と、この記録というのはいつから保存されているんでしょうか。それだけちょっと聞きたいんですけど。

○議長（[REDACTED]君） ちょっと休憩します。

午後 5 時59分休憩

午後 6 時00分再開

○議長（[REDACTED]君） では、再開します。

○係長（[REDACTED]君） 申しわけありませんでした。基本的にこの違反転用または耕作放棄地に対する強化というものが平成21年に法的に強化されております。それに合わせまして古賀市の農業委員会でも今やっていただいている農地パトロール等を強化しておるわけですけれども、今回の今、[REDACTED] 委員から御指摘がありましたいつからの分なのかということですけども、こちらは私の記憶している限りでは平成24年ぐらいからの資料が残っているというふうに判断しております。

以上であります。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

○副会長（[REDACTED]君） 平たく言うと違反転用、無断転用した者に対しては非農地証明は出せないということになっていますよね。ということは、ばれなかつたら非農地証明は申請できるということですね。その違反転用とかそこら、当然農業委員の6役会のときも話が触れましたけど、農業委員の役目一つということになっておりますので、ばれなかつたというのは農業委員の若干の責任ということになるとですか。それを指摘できなかつたということは。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） これは一つは表現の仕方もあるかと思います。ばれなかつたというのか、気づかなかつたというのかという、これは本当に表現の仕方だとは思うんですけども、今言われているように最初に言われているばれなかつたというようなことがないように一つは農地パトロール等を行いながら違反転用を減らしていくというか、違反転用をなくしていく取り組みをしていただいているというふうに思っています。

これをまた気づかなかつたという言い方になれば、これは農業委員さん、または地元歴代の農業委員さんも含めてになると思うんですけども周辺の人の責任になるのか、また土地所有者の責任になるのかというところになると、これはなかなか一概には言えないんじゃないかなというふうには思っています。

以上であります。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○副会長（[REDACTED]君） この案件につきまして、この農業倉庫ですか、[REDACTED]の●というのは。これを建てられて、ここは恐らく農地だったと思うんですが、これを建設されたのはいつですか。それと、これを建設されたときにほかの敷地、ここを農転されているわけですよね。この時点ではここに、この申請地に入るのは裏のこの旧道ですか。あの平田団地の入り口の、この道から入られていたと思うんです。今、前のほうに大きい道ができましたけど、この道ができるもう20年ぐらいは経っているんですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） [REDACTED]の●の建物については、平成10年6月に建物登記、農業用倉庫として建築確認がされているということは確認をしております。また、進入道路等について申しわけありません、私の記憶にこの道路の拡幅の時期というものははっきりしませんので申しわけありません。

○副会長（[REDACTED]君） 確かに20年経っていますけど、これはその時点で番地が違うということは、これは2筆あったんですか、その当時。そういうふうに考えられるんですけど。農地と想定するなら、この倉庫を建てるときに農転されたと思うんですけど、その先は農地というのは十分承知してあったと思うんです。さっき、私は言葉が悪かったけどばれなかつたという言葉を使いましたけど、これはばれなかつたから言いようによつては違反転用ということもできるんですか。年数を省けば違反転用、違反転用でも年数を20年越せば非農地にしていいということはありますけど、非農地にして悪いということもないと思います。この判断は非農地で承認できるのか、あるいはこれは違反転用ではないか、違反転用の処理をするのが正しいのか。これは農業委員会で決定を下す唯一の3条と一緒に唯一の案件ですよね、この非農地証明というのは。だから、これは私たち農業委員というのは判断する上で一番大事なところではなかろうかと、そういう

うふうに思うんです。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 非農地証明、前回、事前審査会でも少しお話させていただいたかと思うんですけども、我々事務局のほうが取り扱っている相談等で一番多いのは、今回の1件目も2件目もそうなんんですけども、相続等をされたとき、物件が多いということが一つあるかと思います。その状態で先代、または御主人、奥様等が今の中の状態で使われていたということでもう認識されているとそのまま宅地、または転用されているというふうに認識されている方が非常に多くございます。いざ今回のように建物表記の手続をしようとか、別の計画を立てられようというときに調査といいますか計画をされたときにいろいろ手続を踏もうとしたら実は農地だったという案件が非常に多くございますので、これは故意のものなのかどうかというものはなかなか判断しづらい部分ではあるかと思っております。だから、今回の案件につきましてもお父様から相続されたということでありまして、その当時、お父様の代から同じように倉庫として使われていたということで文章も提出されておりますので、そのような誤解といいますか勘違い等はあったのかもしれないというふうに判断はいたします。

以上であります。

○副会長（[REDACTED]君） 好意的に考えればということですよね。こういう判断のときに好意的にやっぱり考慮していかなきゃいかんということです。それを確かめる術はないと思うんです。相続者からその時点で知らなかつたと、今まで知らなかつたと、悪く言えば言い訳です。好意的にとれば、確かに知らなかつたんだろうと。でも、自分の所有している土地が、財産がそれがどういう条件の土地なのかというのは知る由というのは幾つも、相続12年やつたですか、12年にされてもうかなり経っていますけど、知る由はいっぱいあつたと思うんです。毎年、固定資産税払えって市からも来ますし、その中でわからんほど多くの土地を持ってあるのかもしれませんけど、普通は見るんです。それも好意的にとて、それも気づかなかつたというふうにやっぱりこういうものは判断していくべきものですか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 今回、非農地証明という形で出ておりますのであれですけど、逆のパターンも実は市役所はいろいろ御相談といいますか、いろいろございます。極端に言うと課税状況についてであります。副会長がおっしゃったように地目が田、畑、また山林、原野なのに雑種地や宅地課税がされているということでの相談であつたりクレームであつたりということもちろんございます。そういうふうに非常に土地等に関して、また税金等に関して関心を持たれているというか、もちろん自分の土地等のことなのでそうかもしれないんですけど、きちんとされている方ももちろんいらっしゃると思いますし、今回、非農地証明願を出された方がそうではない

とは言わないんですけれども、やはり先ほども申しましたように現況、または課税状況がそのまままだと気づかないという方はたくさんいらっしゃるというふうには事務局のほうは窓口にいる中では感じているところではございます。

○副会長（[REDACTED]君） 宅地並みの課税をされておるかどうかが判断の一つになるように説明の中でも言わっていましたけど、それは違反転用でも何でも現状で課税されますので、だからといってよしとするものでもないと思います。かなり難しい問題だと思うんです。だから、違反転用との境というのが判断というのがなかなかつきにくいというのが悩ましいことで、私だけではなくて皆さんもそう思われていると思うんですけど、この判断をしていかないといかん。これを許可するのは農業委員会であって、ということだから、やはりなおさらこれは神経を使ってきちんと正しい判断をしていかなきやいかんと思うんです。それがこの幾つかの適用内容、だけど本当にこれでいいのかどうかというのが一つ疑問になると思うんですけど、これについて、この判断の仕方で今から先もずっといいんですか。

○議長（[REDACTED]君） はい。

○事務局長（[REDACTED]君） ちょっと質問の趣旨が私はよくわからないのですけれども、いいんですかねという御質問ですけれども、これは当時の農業委員会が総会で決議した内容でございますので、事務局としてはそれを踏襲をしてきておるところでございます。窓口でいろんな相談がある中で、非農地証明願でいかがですかという斡旋をするような仕事と向き合っているわけではありません。当然、農地法第2条の農地であるか否かという判断は農業委員会に委ねられておりますので、議案上程をする際には申請人あるいは申請代理人から聞き取った事実を今、農業委員会の説明の中で申し上げ、質間に答えをさせていただいているところでございます。仮に議案書の19ページ、20ページ、ちょっと例に出していきますけども、これら1項目から13項目まであります。当時の農業委員会が、当時も20名弱の委員会の構成でしたけども、そこから検討チームをつくられて、そこで検討してその内容を委員会総会に上程をして承認をいただいて、今、その内容を踏襲していると、そのルールどおりにやっているということでございます。仮に、今後ずっといくのでしょうかという質問でございますけども、このままずっとこれが今のところの農業委員会のルールでございますのでいく予定としております。予定と申し上げましたのは、農業委員会でそれぞれの時代、状況に応じて内容を変更する必要があるということで変えられる部分についてはとめることはないのかなというふうには事務局長としてはそういう見解を持っております。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） ようございますか。

○副会長（[REDACTED]君） いいも悪いも理解できんとです。

○委員（10番 [REDACTED]君） 会長、いいですか。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○委員（10番 [REDACTED]君） 事務局、ちょっとお尋ねします。もう半世紀以上前ぐらいに農地を道路指定して道路にしておりますが、これは場所は市街化区域なんですが、この非農地証明でやるべきか農転でやるべきか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○事務局長（[REDACTED]君） 先ほど係長答弁の中で法律が非常に厳しくなったというのが平成21年でございました。それまでざつとしとってよかったですという話ではございますが、法律でございますので、ただ古くから道路、大体、古賀も全体的に農地でございました。その上で発展していく上で開発とか進んでいく上で道路ができたわけでございます。当然、農業委員会の立場といたしましては、道路をつくるということについてはいいか悪いかというところもあるんですけれども、本当は協議をしていただいてここまで農地を道路にします、そのままほったらかしにされるので農地の上に道路がうわっている状態になっているわけです。これを過去からずっと指導しておりますのは、道路をつくって、それを地目変更しなさいということを指導の中で言っておりまし、私は農林振興課長も兼務しておりますので課長会の中で公共事業で農地を転用する場合には必ず事前に打ち合わせに来るようになると、そして最終的にはいろんなさまざまな手続があるということに加えまして、農地をそのままにしておったらダメだと、例えば農地を道路にする、農地を宅地にするというふうなところまでして完成だということを申し上げるために課長会でそれぞれの所属長に申し上げているところでございます。これはもう数年続けておりますので、今はそういったことがないとは言え、過去からある部分については整理をしていく必要があるというふうに事務局としては考えております。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） ようございますか。ほかには。

○委員（19番 [REDACTED]君） ちょっと単純過ぎておかしいかもしれませんけども、この非農地証明というのは法律でいうとどういう法律に基づいて非農地証明を出すのか。確かに先ほどから出ていますように5条とか4条とか転用申請から比べると非常に単純にぽんっと転用ができる話なんです。こういう非農地証明というやり方は農地法を見てもなかなか出てこんように感じたんですが、どこにあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○事務局長（[REDACTED]君） 非農地証明に直接引っかかる法律は農地法の中には条文としてはございません。それぞれ昔、県の運用というか、非農地証明をする際の判断基準というのが、私、平成19年に農業委員会事務局に着任したときにそういった資料をいただいた記憶があります。

そこそこ、古賀市農業委員会だけではなくて、近隣の農業委員会事務局ではそういった独自の内容で運用しているという話を伺っております。古賀市農業委員会は全体で現地確認をするという取り組みですけども、他の農業委員会では区域委員さんと事務局で現地を見てというふうなことと、あと農業委員会で報告をするというふうなさまざまな審議の方法というのがあります。

ここで議案の説明の冒頭に農地法第2条の農地であるか否かというところでございますので、直接的に非農地証明の意思決定云々というふうな条文ではございませんけれども、農業委員会が取り扱う、まずは入り口のところが農地法第2条の部分に当たると、あとは運用の中でさまざま現場はやっぱり違いますですから、運用のやり方というのは先ほど申し上げましたように違うのかなというふうに思っております。

ちなみに、この判断基準につきましては当時の福岡県の運用をさらに補強した形で当時の農業委員会が策定をしているというところも加えて御説明を申し上げたいと思います。

以上です。

○委員（19番 [REDACTED]君） 多分、この農地法2条、この議案に書かれておりて調べてみたんですけども、あくまでも農地のことを定めている話なんです。ですから、この非農地証明のことを全然うたっている条文でも何でもないんです。ですから、多分、この非農地証明という対応の仕方というのは根拠になる法令はないと、各自治体でそれぞれ見出してきた話でこういう処理方法をつくったんだろうと、多分、各市町村、そこそこ若干違うというところも結構あるんじゃないかなと思うんです。先ほどどういう20年という根拠はどこから持ってくるかとか、航空写真で持ってきますとか、いろいろ調べたらあったみたいなので、何かそうなってきますと何で根拠が明確にないのに自治体は勝手にやっているのかなというちょっと疑問を抱いたんでこういう質問をさせていただきました。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○事務局長（[REDACTED]君） 20年の根拠も、当時、福岡県から参考として資料をいただいた中にはありました。なぜ20年かという深いところまで追及をせずにそのままそういうふうになっているのだというふうな解釈で運用をしてきたわけです。

ただ当時の農業委員会でも今と同じような議論になったわけです。もともと13項目もなくて、もうちょっと少なかつたように私は記憶をしております。これでは先ほどいろんな委員からの質問があつておりますとおり、発見できなかつたらその方はラッキーかとかいうふうな話も当然ございました。これではなかなか農業委員会が農地を守っていくというところにはなかなかつながりにくいんではなかろうかということで一旦見直そうじゃないかということで、これは古賀市の農業委員会事務局に相談される方の話でございますので、全てそうではないということをちょっと申し添えておきたいというふうに思います、古賀市の運用については他の自治体に比べると

なかなか厳しいというお話も過去に伺ったことがあります。かといって、だからいいという話ではないという、今、皆さん方からの意見を頂戴しているところでございます。したがいまして、今の時代にそぐわない、今の古賀市の現状にそぐわないということでしたら、同じような方法でやるのかどうかというのはわかりませんけども、検討をされるということは当然あってもいいのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） ほかにないですか。

○委員（8番 [REDACTED]君） 私としてはこういう非農地証明の検討よりも、これは言っていいかどうかわかりませんけど、準都市地域というのを見直すほうがもっとこういうのは必要なんじやないですか。県のほうはそういう指導はないんですか。準市街化区域を見直しなさいという指導はないんですか。

○議長（[REDACTED]） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） そちらのほうは都市計画法になりますので、農地法とはちょっと建物とかそういう制限の話になりますので、農地法とは別の話になるのかなというふうに考えています。

○委員（8番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、議案第5号非農地証明、議案番号7の3に対して賛成されます方は举手でお願いいたします。

[賛成者举手13／13名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。ありがとうございます。

これで議案は全部終了しましたので、どうもお疲れさまでした。

午後6時25分閉会